

閣 副 第 1673 号  
府 政 政 調 第 595 号  
消 政 策 第 814 号  
3 文 科 初 第 1149 号  
社 援 発 1001 第 1 号  
障 発 1001 第 2 号  
開 発 1001 第 1 号  
3 農 振 第 1614 号  
20210930 商 局 第 3 号  
令 和 3 年 10 月 1 日

都 道 府 県 知 事  
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
指 定 都 市 市 長  
指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
中 核 市 市 長  
附 属 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 学 長  
各 附 属 学 校 を 置 く 公 立 大 学 法 人 学 長 殿  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社  
を 所 管 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条  
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 学 校 法 人 の 理 事 長

内閣官房孤独・孤立対策担当室長  
内閣府政策統括官（政策調整担当）  
消 費 者 庁 次 長  
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長  
同 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長  
同 人 材 開 発 統 括 官  
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長  
経 済 産 業 省 商 務 ・ サ ー ビ ス 審 議 官  
（ 公 印 省 略 ）

## ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）

いわゆる「ひきこもり」状態にある者については、内閣府の調査において、15歳から39歳までで54.1万人（平成27年12月調査）、40歳から64歳までで61.3万人（平成30年12月調査）と推計されている中、国においては、厚生労働省を中心に、自治体におけるひきこもり支援の体制整備に取り組んでいるところである。

ひきこもり状態に至った背景や現在置かれている状況は当事者やその家族によって様々であり、当事者が希望する社会参加等の方法もまた様々であることから、ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、如何に多様な支援の選択肢を用意できるかが最も重要であると考えられる。

その具現化に当たっては、都道府県や市町村（特別区を含む。）の保健福祉関係部局を中心に、当該自治体内の他の関係部局、他の自治体の関係部局、各府省の地方支分部局等の行政機関に加え、民間団体、民間企業、NPO法人等の地域の社会資源が、官民の枠を超えて広く連携・協働することが必要であり、それらの関係機関の連携・協働によって、地域の特性を活かした多様な選択肢を持つ支援体制の構築が期待できるものと考えられる。

国においては、上記のような自治体における関係機関が連携・協働した支援体制の構築に資するよう、厚生労働大臣政務官の下に、ひきこもり支援に関する各府省の担当部局を招集の上、「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」（以下「関係府省横断会議」という。）を開催して、各府省の施策の情報共有や、先進自治体の取組に関するヒアリングを実施し、自治体における関係機関の効果的な連携・協働に向けた方策について議論を進めてきたところである。

今般、関係府省横断会議の取りまとめとして、令和4年度概算要求におけるひきこもり支援関連施策をまとめるとともに（別添1）、自治体における取組の検討に資するよう、ひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例について紹介する（別添2）。また、自治体における支援体制構築に当たっての留意事項について、下記のとおりまとめたので、併せて通知する。

貴職におかれては、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配意いただき、効果的なひきこもり支援体制構築の推進に向けて、よろしくお取り計らい願いたい。

また、都道府県におかれては管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会におかれては管内市区町村教育委員会並びに所管の学校及び関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及

び公立大学法人におかれては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人におかれてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては認可した学校へ本通知を周知するとともに、それぞれの周知先での取組の促進について、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 就職氷河期世代活躍支援に係る市町村プラットフォームへの関係機関の参画

現在、国が進めている就職氷河期世代活躍支援においては、行政機関に加え、民間団体、民間企業、NPO法人等の地域の社会資源が参画するプラットフォームを構築した上で取組を進めているところ、特にひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」への支援に当たっては、各市町村（特別区を含む。）に対して市町村プラットフォームの設置・運営を依頼している。

この市町村プラットフォームは、官民の枠を超えて広く関係機関が連携・協働する支援のネットワークの構築を具現化する取組の一つであることから、市町村プラットフォームの設置・運営に当たっては、2の福祉関係機関と各分野の関係機関の連携にも留意しつつ、保健福祉関係部局に限らず、教育関係部局、農林関係部局、商工関係部局、労働関係部局、消費者関係部局等幅広い部局の参画をお願いするとともに、各部局から関係する民間団体、民間企業、NPO法人等に対し、市町村プラットフォームへの参画を幅広く要請されたい。

### 2 福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

#### (1) 福祉関係機関と教育関係機関の連携

内閣府の調査では、ひきこもり状態になったきっかけのうち、学校での不登校が約1割となっており、不登校児童生徒の社会的自立に向けた適切な支援が必要である。不登校やひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例にもあるように、教育関係機関と福祉関係機関との連携・協働によるシームレスな対応が図られることで、継続性のある効果的な支援体制の構築が可能になるものと考えられることから、それぞれの自治体の状況に応じた支援体制の構築について、配意をお願いする。

## (2) 福祉関係機関と農業・商工関係機関の連携

ひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例にもあるように、ひきこもり支援においては、農家や企業の事業主等の民間事業者の理解と協力により、多様な支援の選択肢を用意することが可能となり、これによって、ひきこもり状態にある者の個々の状況に応じた寄り添う支援がより可能になるものと考えられる。地域の特性を活かした社会資源の開拓は、保健福祉部局をはじめとする福祉関係機関だけでは対応し難い部分もあることから、農林関係部局や商工関係部局をはじめとする農業・商工関係機関においては、幅広い機会を捉えて、民間事業者と福祉関係機関が連携・協働できる支援体制の構築について、配意をお願いします。

## (3) 福祉関係機関と就労支援関係機関の連携

ひきこもり状態にある者が社会参加や就労に至る過程においては、支援の段階を順調に進んでいく場面だけではなく、当事者の外的・内的な要因によって、時には同じ支援の段階に留まったり、支援の段階を戻ったりする場面もあることが容易に考えられる。福祉関係機関と地域若者サポートステーションをはじめとする就労支援関係機関が連携・協働した取組を進めるに当たっては、こうした支援対象者の特性や状況に十分配意した上で、個々の状況に応じて継続的に寄り添う支援を行っていただくようお願いする。

## (4) 福祉関係機関と子供・若者支援関係機関の連携

ひきこもり状態など様々な課題を抱える子供・若者やその世帯の支援を重層的に行うためには、福祉関係機関と、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会をはじめとする子供・若者支援関係機関が連携・協働した取組を進めることが重要である。

子供・若者支援関係機関においては、ひきこもり状態にある子供や若者本人又はその家族への支援に当たって、自機関だけでは課題解決が困難であり、福祉的見地から専門的な支援又は継続的な支援が必要と認められる場合には、子供や若者本人の意向も踏まえつつ、ひきこもり地域支援センター等の福祉関係機関につなぎ、当該機関と連携・協働して支援に当たられたい。

また、福祉関係機関においては、支援対象者である子供・若者又はその家族に対し、福祉的見地のみならず、総合的な見地からの支援が必要と認められる場合には、子供や若者本人の意向も踏まえつつ、子供・若者支援関係機関につなぎ、連携・協働して支援に当たられたい。

#### (5) 福祉関係機関と消費者関係機関等の連携

ひきこもり状態にある者のように孤独・孤立した消費者やその家族は、生活上様々な「不安」を抱えており、その「不安」につけ込もうとする悪質事業者による消費者被害に遭いやすく、また、自らによる被害回復が困難であると考えられる。そのため、福祉関係機関がひきこもり状態にある者やその家族から消費者トラブルに関する相談を受けた場合等に消費生活センター等消費者関係機関や、適格消費者団体をはじめとする地域の消費者団体と円滑に連携できるよう、日頃からの連携強化をお願いします。

# 令和4年度概算要求における「ひきこもり支援」関連施策予算

## ひきこもり支援

- ひきこもり支援推進事業 29.8億円
- ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信 1.5億円
- ひきこもり支援実施機関支援力向上研修 0.4億円

## 子供・若者支援分野との連携

- 子供・若者総合調査 0.6億円
- 子供・若者支援体制の整備推進 0.5億円
- 子供・若者支援に当たる人材の養成 0.3億円
- 子供・若者育成支援のための地域連携推進 0.2億円

## 消費者行政分野との連携

- 地方消費者行政強化交付金 28.5億円の内数
- 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業 0.6億円

## 不登校支援

- 不登校児童生徒に対する支援推進事業 2.4億円

## 精神保健福祉分野との連携

- こころの健康づくり対策事業 0.2億円

## 就労支援分野との連携

- 地域若者サポートステーション事業 46.7億円

## 農林水産分野との連携

- 農山漁村振興交付金（農福連携対策）  
〔農業連携支援事業、農福連携整備事業  
普及啓発等推進対策事業、ユニバーサル農園導入事業〕  
102.1億円の内数

別添1

# ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

## 都道府県（指定都市）域

（指定都市）  
行政区



後方  
支援

## 都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》

- センター機能
- ① コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）  
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ② 居場所づくり
- ③ 連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④ 家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤ サポートセンター派遣
- ⑥ 民間団体との連携活動
- ⑦ 住民等への講演会・研修の開催
- ⑧ 実態把握
- ⑨ 市町村（行政区）・支援機関に対する後方支援
- 人材養成研修事業
- ⑩ 関係機関職員人材研修の実施
- ⑪ サポートセンター養成研修の実施

後方  
支援

## 国

- 地域社会に向けた普及啓発
- 国が実施する人材養成研修

## 新

- 〔対象〕
- ・ ひきこもり地域支援センター職員
- ・ 市町村の相談窓口職員

## 一般市町村

## 新 ひきこもり地域支援センター

※将来的に、全ての中核市への設置を目指す

- 《事業内容》
- センター機能
  - ① コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）  
（電話、来所、必要に応じて訪問）
  - ② 居場所づくり
  - ③ 連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
  - ④ 家族向け勉強会・当事者会の開催
  - ⑤ サポートセンター派遣
  - ⑥ 民間団体との連携活動
  - ⑦ 住民等への講演会・研修の開催
  - ⑧ 実態把握
  - 人材養成研修事業
  - ⑩ 関係機関職員養成研修の実施
  - ⑪ サポートセンター養成研修の実施

## 新

## 一般市町村 ひきこもり支援ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

- 《事業内容》
- ① 相談支援（窓口周知）
  - ② 居場所づくり
  - ③ ネットワークづくり
  - ④ 家族向け勉強会・当事者会の開催
  - ⑤ サポートセンター派遣
  - ⑥ 民間団体との連携活動
  - ⑦ 住民等への講演会・研修の開催
  - ⑧ 実態把握
  - 人材養成研修事業
  - ⑩ サポートセンター養成研修の実施

移行

## 一般市町村

## ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

- 《事業内容》
- 地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施
  - ① 相談支援（窓口周知）
  - ② 居場所づくり
  - ③ ネットワークづくり
  - ④ 家族向け勉強会・当事者会の開催
  - ⑤ サポートセンター派遣
  - ⑥ 民間団体との連携活動
  - ⑦ 住民等への講演会・研修の開催
  - ⑧ 実態把握
  - 人材養成研修事業
  - ⑩ サポートセンター養成研修の実施

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しやすくなる。

## 段階的な事業の充実を目指す

4年度概算要求額：31.7億円  
（3年度予算額：13.0億円）

## 新 都道府県による市町村事業の立ち上げ支援

### ① 市町村と連携したセンターのサテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置（事業概要）

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



### ② 小規模市町村等における体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う（事業概要）

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- サポート事業等
- 国1/2、市町村1/2
- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

## 市町村域



# 内閣府におけるひきこもり対策関連施策

R4 概算要求額 1.6 億円 (R3 予算額 1.1 億円)

## 子供・若者総合調査

R4 概算要求額 0.6 億円 (新規)

子供・若者に対し、ひきこもり等の行動面と、自己肯定感や居場所に関する認識など意識面の調査をあわせて実施。

その際、子供・若者世代の特性や問題を明らかにするため、中高年世代にも同様の調査を行い、それらの結果を多角的に分析することにより、エビデンスベースでの施策の改善等に資する。

## 子供・若者支援体制の整備推進

R4 概算要求額 0.5 億円 (R3 予算額 0.5 億円)

ひきこもりなど困難な状態にある子供・若者に対し、地域における様々な機関がネットワークを形成して支援する「**子ども・若者支援地域協議会**」、子供・若者の育成支援に関する相談にワンストップで応じる「**子ども・若者総合相談センター**」の地方公共団体における設置加速及び機能向上を図るため、アドバイザーの派遣や研修・会合の開催、好事例の提供等を実施するとともに、各地の協議会・センター間の連携による全国的な共助体制を構築。

## 子供・若者支援に当たる人材の養成

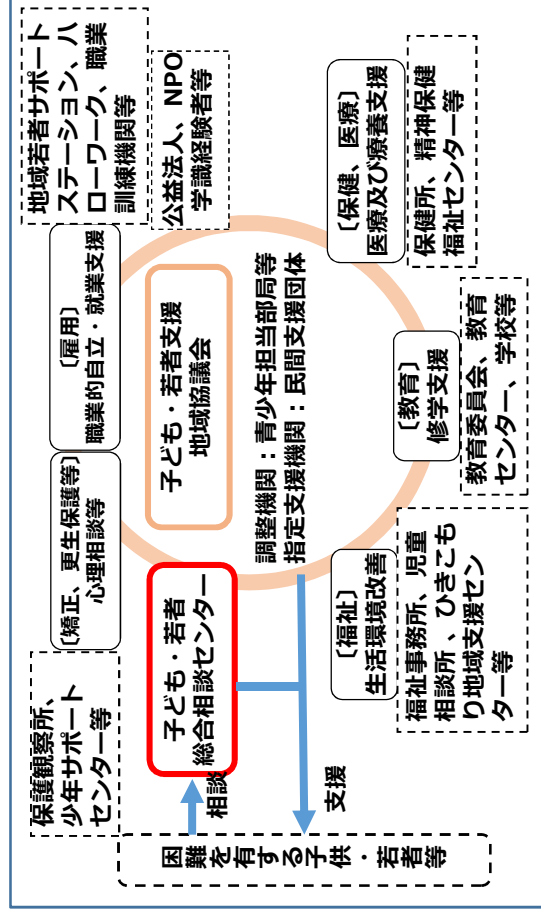
R4 概算要求額 0.3 億円 (R3 予算額 0.3 億円)

ひきこもりなど困難な状態にある子供・若者の支援に当たる専門人材の養成及び資質の向上を図るため、アウトリーチ（訪問支援）や相談業務に関する研修を実施。

## 子供・若者育成支援のための地域連携推進

R4 概算要求額 0.2 億円 (R3 予算額 0.4 億円)

地域において子供・若者の育成支援活動を行っている官民の関係者（若者を含む）を対象として、家庭、学校、地域等が一体となった取組を推進するため、研修を実施。





# 地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和4年度概算要求額 28.5億円 令和3年度予算額 18.5億円

## 事業概要・目的・必要性

○どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要。

○地方消費者行政においては、①消費者の利便性向上、感染症対応、人口減社会への対応を見据えた、相談業務等のデジタル化や自治体連携の推進、②消費生活相談員数の大幅減に対応した新たな担い手の確保等による相談機能の維持・充実、③新たな生活様式下で孤独・孤立にある消費者に対する地域の見守り力の強化は喫緊の課題。

○令和4年度は、地方消費者行政強化交付金を通じて、①デジタル技術や自治体連携の活用、②消費生活相談員が活躍できる環境の整備、③孤独・孤立した消費者などへの対応、に取り組む地方公共団体の取組を重点的に支援する。

○これまでと同様、「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱を維持する。

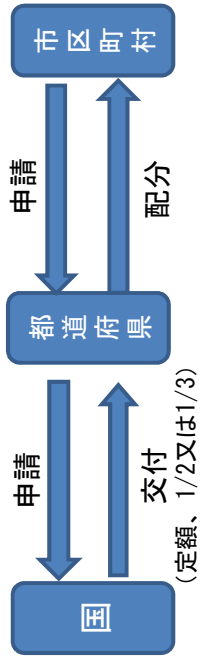
### ①地方消費者行政強化事業

地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体に対して、複数年の計画的な取組を支援。

### ②地方消費者行政推進事業

平成29年度までに「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。

## 資金の流れ



## 期待される効果

○地方消費者行政の情報化・自治体間連携、相談員が活躍できる環境の整備、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる地域体制の維持・充実を確保。

○国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現。

## 事業イメージ・具体例

### 1. 地方消費者行政強化事業＜原則1/2補助＞

#### ○重点事業

- ①デジタル技術・自治体連携を活用した体制強化  
(テレビ会議、メール、SNS等による相談受付等に必要な経費、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップ等に必要な謝金・旅費等を補助)
- ②消費生活相談員が活躍できる環境の整備による相談機能の維持・充実  
(指定消費生活相談員・主任相談員の活動費、相談員のメンタルケアの取組、デジタル化等への対応力強化、専門家派遣に必要な経費を補助)
- ③孤独・孤立した消費者への地域の見守り力の強化等  
(デジタル化に対応することが困難な消費者への支援、孤独・孤立した消費者の見守り活動やフードバンクの取組等に必要な経費を補助)

#### (1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

- ①情報化の推進
- ②自治体連携の促進による相談体制の維持・充実
- ③配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- ④消費者教育・啓発への取組
- ⑤SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- ⑥法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

#### (2) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

### 2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

## 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業 (消費者庁消費者制度課)

60百万円 (新規)

令和4年度概算要求額

### 事業概要・目的・必要性

#### 【目的・必要性】

- コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットとなっている。

※ マルチ商法雑誌が孤独・孤立した女性をターゲットとする特集

- 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にある一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。

- そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立した消費者への重点的な対応が必要。

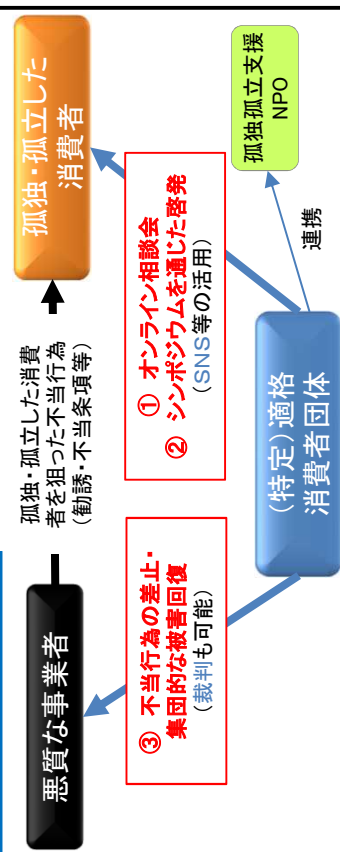
#### 【概要】

- 孤独・孤立を支援するNPOと連携して、オンライン相談会を実施し、孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復を図る。
- 孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催（オンライン配信）することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

### 資金の流れ



### 事業イメージ



※ 事業者の不当行為の差止を請求できる特別なNPO等 (内閣総理大臣の認定、全国21団体) 特に認定された特定適格消費者団体は、集団的な被害を回復する裁判も可能(全国3団体)

- (特定) 適格消費者団体が **孤独孤立支援NPOと連携し、オンライン相談会を開催し、孤独・孤立した消費者の被害事案を把握するとともに、差止請求・被害回復の実施を支援する。**

- (特定) 適格消費者団体が、シンポジウムを開催（オンライン配信）し、**孤独・孤立した消費者への啓発**を図る。

### 期待される効果

- 支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の被害の防止・回復を促進できる。

# 不登校児童生徒に対する支援推進事業



文部科学省

令和4年度要求・要望額 2.4億円  
 (前年度予算額 1.9億円)

【背景】 ○ 不登校児童生徒数は7年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約18万1千人）  
 ○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する基本指針」を策定  
 ⇒ **不登校児童生徒への多様な適切な教育機会の確保が重要**

## 事業概要

### 《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆ **不登校児童生徒支援協議会等の設置**  
 教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



### ◆ 関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

### 《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

#### ◆ 教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様な適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（実施回数を拡充）。

#### ◆ 教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓ アウトリーチ型支援等の実施  
 教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（支援員の拡充）。

✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■ スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業  
 令和4年度概算要求額 98億円

1. 事業内容  
 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。  
 2. 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中学校も対象、市区町村は間接補助）  
 3. 補助率 1/3

### 支援スタッフの配置 (関連施策)

■ 学力向上を目的とした学校教育活動支援  
 令和4年度概算要求額 46億円の内数

1. 事業内容  
 いじめ、不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。  
 2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）  
 3. 補助率 1/3

### 不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■ 教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）  
 令和4年度概算要求額 22億円の内数

1. 事業内容  
 私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。  
 2. 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1/2

実施主体	都道府県 政令指定都市
補助割合	国 1/3 都道府県・政令指定都市 2/3
補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

# こころの健康づくり対策事業

令和3年度予算額 20,400千円 → 令和4年度要求額 20,400千円

## 目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

### ① PTSD対策専門研修

#### 【研修内容】

- ・トラウマとPTSD、PTSDの治療、災害時の心理的応急処置、子どものトラウマ
- ・PTSDの診断・治療・ソーシャルワーク、PTSDの心理療法（グループワーク）
- ・犯罪・性犯罪被害者の対応 など

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

#### 対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等

### ② 思春期精神保健研修

#### 【研修内容】

- ・児童思春期精神保健の網羅的な系統講義、グループディスカッション等の実践的研修
- ・「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修など

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

#### 対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

### ③ 心のケア相談研修

※令和3年度～

#### 【実施内容】

自然災害、犯罪被害、事故、新型コロナウイルス感染症等の感染症等起因した心のケアに関する相談に対応するための知識・技術等を習得するための研修を実施。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

#### 対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

### ④ 心のケア相談地方研修

※令和3年度～

#### 【実施内容】

都道府県、指定都市における自然災害、犯罪被害、事故、新型コロナウイルス感染症等の感染症等起因した心のケアに関する相談体制を構築するため、③の「心のケア相談研修」を受講した精神保健福祉士、公認心理師等が中心になって、研修を実施。

#### 【実施主体】

都道府県、指定都市 ※補助率：1/2

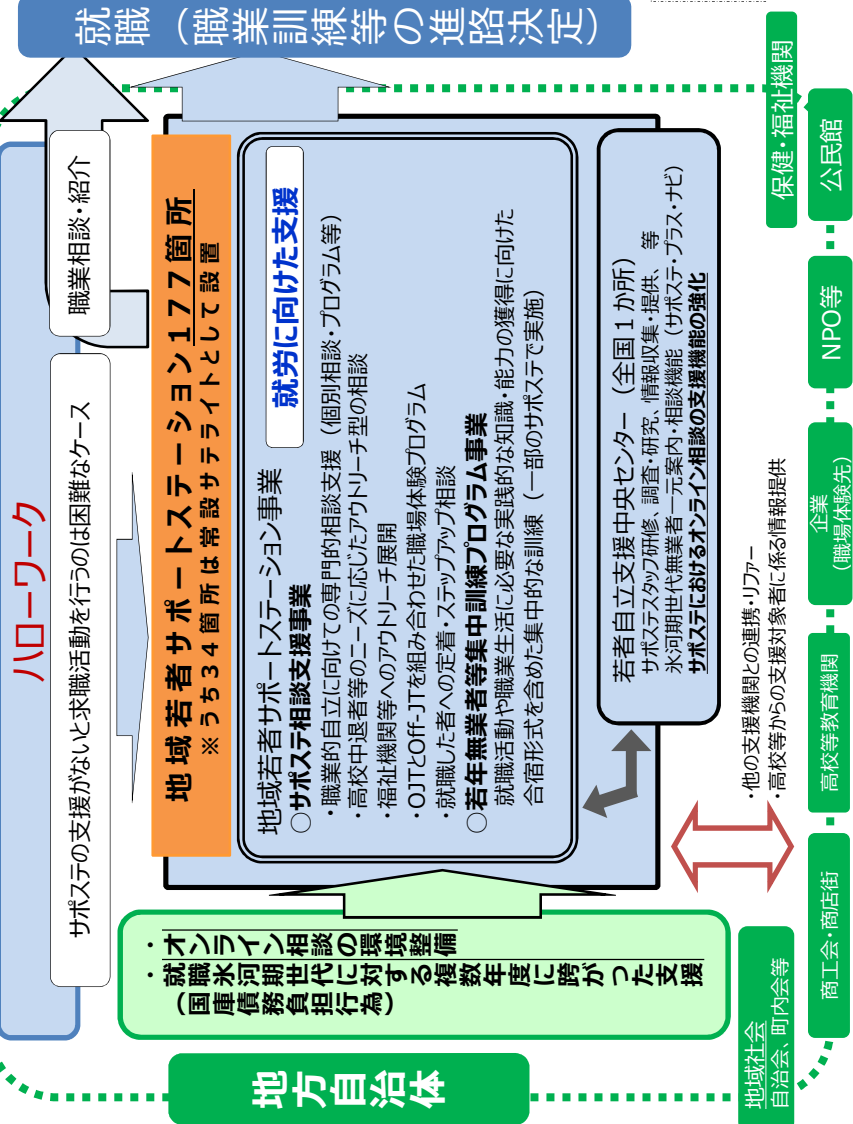
#### 対象

地域の精神保健福祉士、公認心理師、保健師等



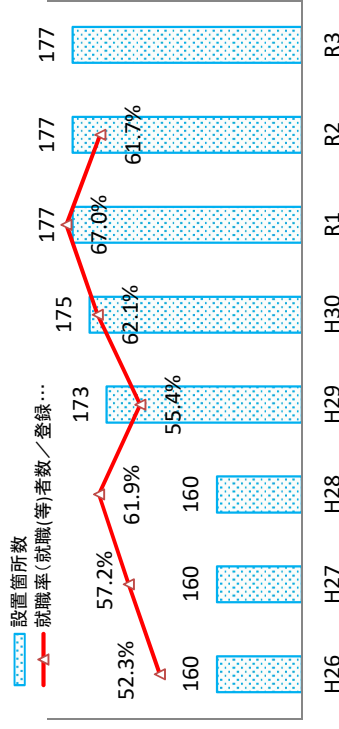
- 若年無業者（ニート※1）にいわゆる就職氷河期世代を加えた無業者は増加傾向にあり、令和2年においては134万人に達している。
- これらの者の就労を支援することは、若者等の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、地域社会の支え手とともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要である。
- そのため、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けた専門的相談支援、高等学校・福祉機関等へのアウトリーチ相談、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施する。

※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～49歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等



【サポステの実績】

令和2年度地域若者サポートステーション事業の実績						
進路決定者数(人)	うち就職等者数(人)	登録者数(人)	就職等率(%)	総利用件数(件)	相談件数(件)	セミナー等参加者数(人)
10,294	9,758	15,822	61.7%	435,468	242,568	126,641



- \* 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定し、さらに平成29年度より、雇用保険被保険者であることを書類により確認できる場合に限定
- \* 平成30年度より、「就職等」とし、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練入会者への移行も含めて評価

農山漁村振興交付金のうち  
農福連携対策

農林水産省  
【令和4年度予算概算要求額 10,215 (9,805) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等の農林水産業の雇用・就労に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、現場の課題に即した都道府県の取組、多世代・多属性の交流・参加の場となるユニバーサル農園の開設等を支援します。

＜事業目標＞

農福連携に取り組み主体を新たに創出（3,000件【令和6年度まで】）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

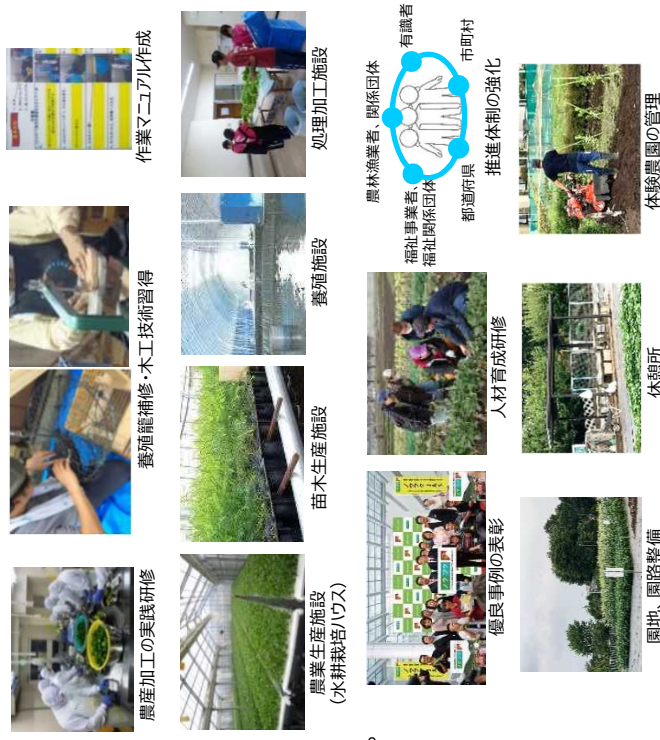
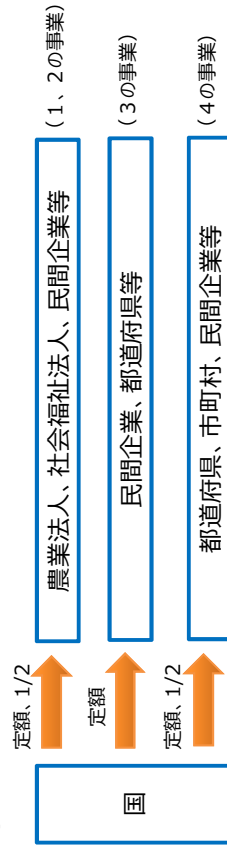
1. 農福連携支援事業  
障害者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等を支援します。  
【事業期間：2年間、交付率：定額(上限150万円等)】

2. 農福連携整備事業  
障害者等の作業に配慮した生産施設や安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。  
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2(上限1,000万円、2,500万円等)】

3. 普及啓発等推進対策事業  
農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成、農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化等を支援します。  
【事業期間：1年間、交付率：定額(上限500万円等)】

4. ユニバーサル農園導入事業  
多世代・多属性の人々が農業を通じた交流・参加の場として利用し、生きがいづくりや癒しの提供等の効果もたらずユニバーサル農園の試行運用及び開設に必要な施設等の整備を支援します。  
【事業期間：2年間、交付率：定額(上限150万円)、1/2(上限1,000万円)】

＜事業の流れ＞



（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

# ひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例



# 教育分野と福祉分野の連携 - 滋賀県 -

〈ポイント〉県と市町の福祉部局と教育部局を結ぶ連携協定を締結することで、学校内で支援を必要とする児童生徒に対し、双方の部局の連携のもと、早期に適切な支援をすることが可能になった。



## 【滋賀県概要】

人口：1,418,886人  
(R3.1.1時点)  
自治体数：13市6町

## 滋賀県「令和2年度滋賀県のひきこもり支援に関する実態調査結果」

- ◆ ひきこもり推計数：約1万3千人（若年層：約6千人、中高年層：約7千人）  
全人口に占める割合は0.9%
- ◆ 支援を必要とする方のうち、不登校の経験は約6割にみられ、傷つき体験（いじめ被害、虐待）は約3割にみられた。
- ◆ 何らかの精神疾患がある方は約4割、発達特性の指摘を受けたことは約3割を占める。

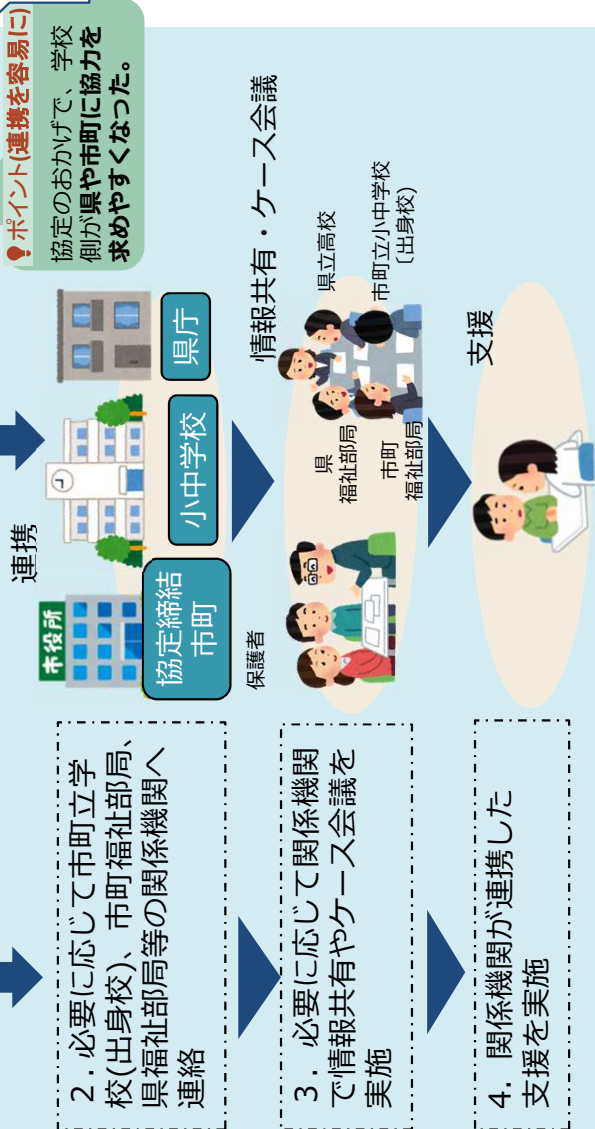
## 【学校での支援フロー】

1. 県立学校において、児童生徒の不登校事案などの対応が必要なる事案が発生



## 学校外への連携に壁

## 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定



2. 必要に応じて市町立学校(出身校)、市町福祉部局、県福祉部局等の関係機関へ連絡

3. 必要に応じて関係機関で情報共有やケース会議を実施

4. 関係機関が連携した支援を実施

## 【児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定】

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、**県と市町、教育部局と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報共有し、連携した支援を行う取組**。令和3年4月に運用開始。

### (支援対象者)

- ・ 不登校および不登校傾向にある者
- ・ 発達障害等特別な支援を必要とする者
- ・ 中途退学および転学等が心配される者
- ・ その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

(令和3年度の実施市町)  
14市町(全市町数19)

### ！ポイント(スムーズな情報共有)

協定のおかげで情報共有がスムーズになり、**県と市町、教育と福祉の連携がしやすくなった**。

市町から、早期支援のため高校と連携したいとの要望を受け、**県庁が主導して枠組みを検討**。県福祉部局から市町福祉部局へ、県教育委員会から市町教育部局へ、説明を重ね、**広域での取組を実現**。

## 【協定締結自治体における実際の支援事例】

1. 令和3年4月に高校に進学した生徒について、高校から市の発達支援部局に対して協定に基づく連携の申し入れ。
2. 市の発達支援部局が学校を訪問し情報共有。
3. 生徒がGW明けから登校できていなかったので、市の発達支援部局が本人との面談を実施。担任、保護者に情報を共有。
4. 高校と市の発達支援部局が協力して、高校での生徒の様子等を資料にまとめ、市の発達支援部局から医療機関につなげた結果、医療機関で診断を受け、治療が開始。

5. 市の発達支援部局、保護者、学校の三者でケース会議を実施し、家庭と学校でできる取組を確認。
- ※その後、県教育委員会と市の発達支援部局の関係性が構築され、市の発達支援部局が講師となって、高校教員に対する「合理的配慮」に係る研修会を実施。

### ！ポイント(相互理解の促進)

連携をきっかけに、**高校(県教育委員会)と市の福祉部局の関係が構築され**。高校に、**福祉的支援の知識やノウハウ**が広がるきっかけになった。

# 基礎自治体におけるひきこもり支援の取組 - 岡山県総社市 -

〈ポイント〉総社市では「ひきこもり」を地域社会の課題としてとらえ、平成29年度から市事業として積極的にひきこもり支援を展開。(総社市社会福祉協議会に委託して実施)



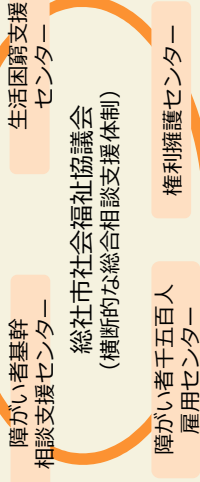
【総社市概要】  
人口：69,700人  
(R3.7.1時点)

この他、運営部会として  
・支援者養成部会  
・社会参加推進部会  
・就労支援部会  
をそれぞれ年2～3回開催

## ひきこもり支援等検討委員会 (年2回開催)



## ひきこもり支援センター「ワンタッチ」



## ■ 事業 (委託) 内容

- ①相談支援窓口 (ワンタッチ運営)、②サポーター養成、③居場所づくり (ほっとタッチ、ほっとタッチぼえむ運営)、④実態把握、⑤社会参加・就労への支援 (社会福祉士等専門職2名による支援)、⑥関係機関との連携

## ■ 委託費

R 3年度：19,367千円 (国事業ひきこもり支援推進事業5,000千円, 単市14,367千円)

## (委託費の主な内訳)

- ・人件費 (職員1.5+臨時1) … 約10,000千円
- ・居場所の運営費 (借家借上料, 光熱水費等) … 約4,300千円/2カ所
- ・検討委員会委員報酬, サポーター養成講座等講師謝礼, サポーター活動費等… 約1,000千円

## ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用のプロセス



【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収  
【把握人数】207人

## 支援実績 (平成29年4月～令和3年6月)

### ■ 実相談者数：354人

(10代：79人、20代：68人、30代：72人、40代：61人、50代：30人、60代以上：18人、不明：26人)

＜主な相談経路＞

- ・本人による相談 132件
- ・対面114件、電話13件、メール5件
- ・家族のみによる相談 118件
- ・民生委員からの相談 38件

### ■ 延べ相談件数：14,907件

- ・訪問：3,003件
- ・来所：6,086件
- ・電話：4,951件
- ・その他 (メール、手紙)：867件

## 常設の居場所「ほっとタッチ」開設 (H30.2)

市役所・社会福祉協議会のそばの一軒家を借り上げ、常設居場所を開設  
居場所「ほっとタッチ」等での支援は、専門職に加え、「ひきこもりサポーター」の力を借りて実施



## ひきこもりサポーターの養成 (R3.6末の登録者数：75人)

ひきこもりサポーター養成講座を年5回実施 (R3は3回)  
(当事者・家族・ボランティア等が参加)  
サポーター定期ミーティング  
(活動を共有し新たな発見等に繋げる)

## 家族会「ほっとタッチの会」設立 (H30.8)

当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図り、リフレッシュできる場をつくり、ひきこもり家族の「孤立」を防ぐ

「居場所」を活用し、毎月1回活動。  
(令和3年6月末時点：13家族が参加)



## 2箇所目の常設の居場所「ほっとタッチぼえむ」開設 (R3.4)

古民家 (一軒家) を借り上げ

## 支援事例

50代後半の男性

(支援前の状態) 離職・転職を繰り返して、対人関係から退職。約4年間、ひきこもり状態。

(支援内容) センター職員が週1回の自宅訪問を繰り返して相談支援を実施。少しずつ、センター職員と一緒に福祉施設のボランティア活動を体験。

(結果) その後、センター職員も同行しながら求職活動を行い、就職。今では地域の清掃活動やお祭りにも参加。



# 農業分野と福祉分野の連携 - 高知県安芸市 -

〈ポイント〉福祉部局と農業部局の求める方向性が一致し、密な連携へ。双方の厚い理解・支援のもとで、継続して農業に就労する方が増加。



## 【高知県安芸市概要】

人口：16,716人(R3.3.31時点)

農業が主要産業

※第1次産業が全産業に占める割合：27% (2015年国勢調査)

※農業就業者が就業者全体に占める割合：25% (2015年国勢調査)

主な作物：ナス、ピーマン、ユズ、水稲など



## 【農福ネットワーク構築の経緯】

### 福祉 <農業を就労先の一つに>

◆平成25年、高知県安芸地区の自殺死亡率の高さを契機に、**様々な機関が集まる自殺対策ネットワークを構築**

▶ **ポイント (多様な機関の参画)**

多様な分野の機関が、お互いの機関を理解し相談し協働できる体制を構築

◆平成29年、**自立支援協議会に就労支援専門部会を設置**しひきこもり当事者等のケース検討から課題を抽出。庁内横断的に課題を共有・検討するチーム会議にてひきこもり支援の関係部局間の役割・方針を検討。

### 農福連携研究会 (事務局：安芸市農林課)

- ◆平成30年5月設置。毎月1回定例会を開催。  
メンバー：市農林課、市福祉事務所、安芸福祉保健所、JA高知県、安芸農業振興センター、サポステ等
- 就労者及び雇用主への支援 (多職種間で就労について検討し、マッチングを円滑に実施)
- 農福連携の課題を抽出し検討

主要産業である農業を就労先として広げていきたい

▶ **ポイント (雇用主の理解促進)**

農家等に対して、生きづらさや障害に関する理解を深める研修会を実施

### 農業 <人材確保・定着を目指して>

◆慢性的な労働力不足、農業人口の高齢化  
※平成27年度の農業就業人口に占める65歳以上の者の割合…45.3%

◆平成26年、コミュニケーションに苦手意識を持つAさんに、ハウス建設のため土地の石拾いの仕事を依頼したところ、毎日コツコツ取り組むことが農家の助けになり、ナス農家に継続して就労

◆Aさんの就労をきっかけに、他の農家にも受入希望が拡散

農家の理解を深め、人材確保・定着に繋がった

▶ **ポイント (組織的な連携体制)**

人事異動があっても組織的に農福連携が進むよう、会議を設立し、連携体制を構築

▶ **双方の理解が、厚い支援へ**

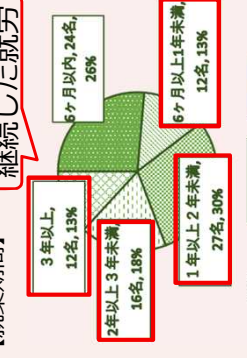


## 【農福連携の実績 (令和3年7月現在)】

### ◆令和3年7月現在就労状況

従事先	従事者数
農家	36名
JA高知県 (各出荷場など)	11名
酪農	2名
青のり養殖	4名
炭焼き	2名
こうち絆ファーム	36名
計	91名

### 【就業期間】



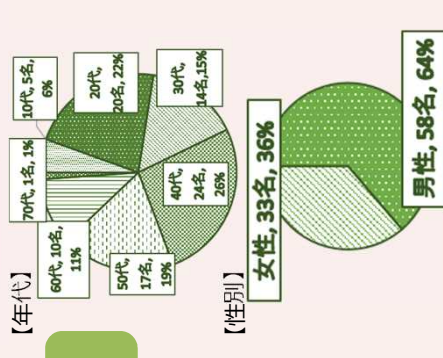
継続した就労

### ▶ **ポイント (就労先の広がり)**

農業だけでなく、酪農や林業、水産業など多様な就労先を開拓

### ◆主な特性

特性	従事者数
精神障害	37名
発達障害	15名
ひきこもり	20名
身体障害 (聴覚・肢体)	3名
知的障害	8名
雑病	3名
その他 (生活困窮)	5名
計	91名



### 【性別】

女性、33名、36%

男性、58名、64%

## 【定着に向けた「農・福」双方からの厚い支援】

**福** 障害や1人1人の特性(個性)を記載した履歴書を作成。

**福** 県の就労支援へのインセンティブ制度により、受入農家は研修生1人1日につき4,500円を受給。

**農** 農家と本人の意向により直接雇用を行う。

**農** 一般就労が困難な場合は障害者就労B型事業所「こうち絆ファーム『TEAMあき』」に繋ぐ。

**農** 年間を通して就労者のモチベーションを維持するため、ナスの農閑期には酪農やユズ等の他の仕事を切り出す工夫。

**農** 定着に向けたメンタルサポートのため、JAが雇用する農業就労サポーターが定期的に農家を訪問し、就労者と雇用主双方をフォロー。

マッチング

実習

契約

定着

# 就労分野と福祉分野の連携 - 大阪府豊中市 -

〈ポイント〉一人ひとり抱えるハードルは様々。ひきこもり、困窮者など属性にとらわれにくく、様々な制度、事業を活用して、一人ひとりの適性や意欲に合わせたオーダーメイドの就労支援を実施。

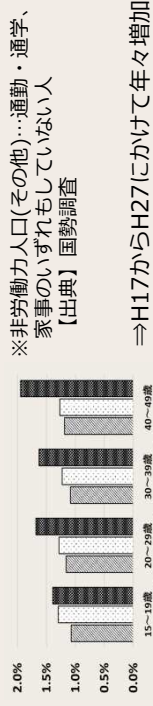


## 【豊中市概要】

人口：408,736人 (R3.4.1時点)

- ◆平成28年度実施「若い世代の生活に関する調査」  
豊中市内在住の満15歳から39歳までの方から無作為抽出して調査  
15歳～39歳のひきこもり郡の推計人数2,530人  
出現率：1.63%(国調査は1.57%)

## 【人口に占める非労働力人口(その他)※の割合】

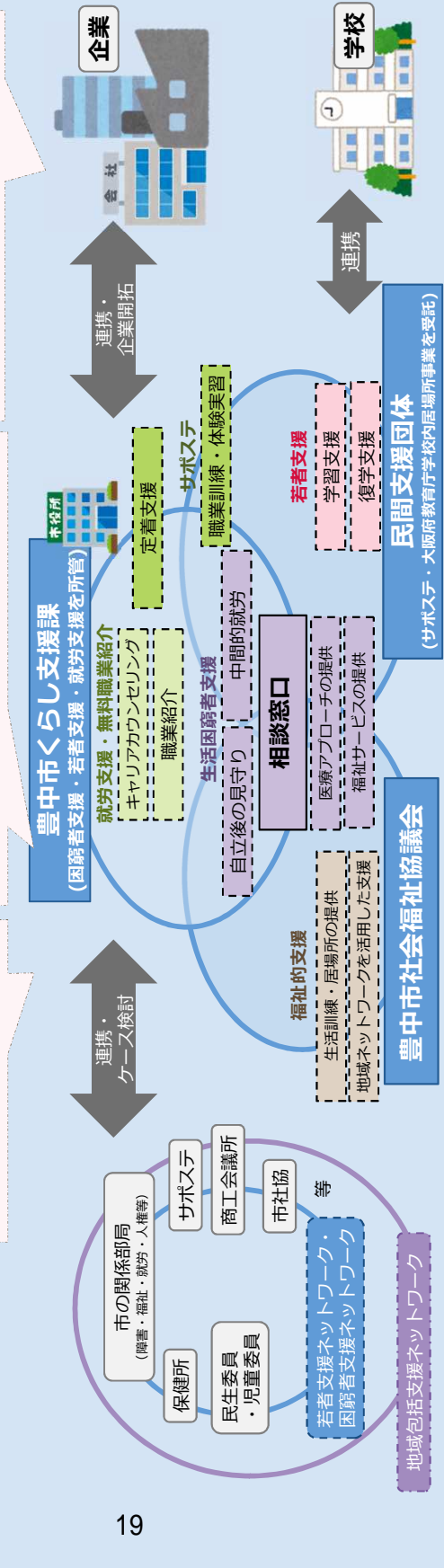


## 【主な連携のイメージ】

- ① 多様な支援の入り口  
3か所の相談窓口(市くらし支援課・市社協・民間支援団体)や市社協の見守り活動等から、ひきこもり支援を必要とする方の情報が集まる。

- ② 様々なネットワークを活かした支援の見立て  
支援を必要とする方それぞれの状況に応じて、困窮者支援や若者支援のネットワークを活用して、適切な関係団体からなるケース検討会(含む支援会議)を実施。

- ③ 企業の理解のもとでの細やかな就労支援  
ケース検討の結果、就労支援を必要とする方については、くらし支援課やサステが支援を実施。



## 【くらし支援課が行う就労支援の流れ・工夫】

- 企業開拓
  - 無料職業紹介事業の実施
    - ※アンケートを実施し、行政と連携した採用活動に前向きな企業をリスト化。
  - 商工会議所と連携し企業開拓 (200社～300社と関係性を構築)。
  - 一定期間、相談者を雇入れた企業に対する支援金制度を導入。
- 見立て
  - 支援を必要とする方それぞれが抱える課題を、丁寧に把握。(家族の生活課題、心身の状況等)

- ◆ポイント(就労体験の実施)
  - 相談者と企業双方が、面接では把握できない実情を知ることができると、採用やその後の定着に繋がります。
- マッチング・フィードバック
  - 企業が求める人物像や、相談者の特性(得意なこと、苦手な状況、配慮事項等)を把握し、企業と相談者を引き合わせ、企業見学や就労体験を実施。
  - その際、企業見学や就労体験を実施。
  - 様々な観点から相談者へフィードバックを実施。
    - (例)
      - 企業で発揮できるストレングスの共有や働くイメージ(職業観)の醸成。
      - くらし支援課の就労支援員
      - 企業で通用するストレングスの評価と、職場や就労上の注意事項の共有。 ←企業の担当者

◆仕事と出会うwithとよなか  
ものづくり企業の協力のもと、セミナー、見学会、キャリアアワードセレリングとステップを踏み、ミニインターシップを経て企業との面接へと繋げる。

【参加実績】

	H30	R元
見学者	32	39
応募対策セミナー参加者	26	23
ミニインターシップ参加者	18	20
応募者	20	15
合格者	9	9

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため中止

【支援事例】

中学校・高校は不登校で、集団での活動経験が少ない方

集団での作業に参加

- 週2～3日、集団での作業に参加。

事業所内体験実習

- 集団の中で働くことができる
- 事業所内での体験実習を通して、就労への課題を把握し、業務適性を探る。

就職・定着支援

- 就職後も定着に向けてフォローアップを実施。
- 働くことに困難さが見られた

退職支援・再就職支援

- 本人の受容と希望に基づき、障害者手帳の取得を支援し、業務適性と障害への配慮がある他企業への再就職支援を行う。

くらし支援課の就労支援員

企業

くらし支援課の相談支援員

◆ポイント(複眼的なフィードバック)

相談者の状況に応じて、支援の方法を見直すなど、就労支援や福祉等、様々な観点からフィードバックを行う